

令和2年（2020年）8月25日（火）

豊中市教育センター研修室

午前9時30分～10時30分

令和2年度（2020年度）第2回 豊中市総合教育会議

次 第

1 開会

○市長あいさつ

2 出席者の紹介

3 案 件

(1) 一人一台タブレットの導入に伴う基本方針について

(2) その他

配付資料

- 豊中市総合教育会議の運営等について 資料1
- 豊中市総合教育会議名簿 資料2
- 豊中市立小・中学校におけるICTを活用した「学び」の基本方針（素案） 資料3
- 豊中市立小・中学校におけるICTを活用した「学び」の基本方針（概要版） 資料4

○豊中市総合教育会議の運営等について

平成 27 年 5 月 7 日

総合教育会議決定

改正 平成 31 年 4 月 1 日総合教育会議決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、豊中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し必要な事項を次のとおり定め、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

（招集）

第 1 条 市長は、必要と認めたとき又は豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づく会議の招集の請求があったときに、会議を招集する。

（周知）

第 2 条 市長は、会議の日時、場所、会議に付すべき事件について、あらかじめ市のホームページへの掲載その他の方法により市民に対して周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- （1） 個人の秘密を保つため必要があると市長が認めるとき。
- （2） 会議の公正が害されるおそれがあると市長が認めるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 非公開の会議は、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させて、これを行う。

（関係者又は学識経験を有する者の出席）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定に基づき、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事録の記載事項等）

第 5 条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- （1） 市長、教育長及び出席教育委員会委員の氏名
- （2） 会議に出席した関係者及び学識経験を有する者の氏名並びに関係職員の職及び氏名

(3) 議題及び議事（第3条第1項ただし書の規定により非公開とした会議の議事を除く。）

2 第3条第1項ただし書の規定による非公開の会議の議事録については、前項の議事録とは別に、同項の規定の例により作成するものとする。

3 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 市長は、前条第3項の規定による署名の後、速やかに議事録（非公開の会議の議事録を除く。）を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度市長が定める。

2 市長は、傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、傍聴人を抽選により決定するものとする。

3 前項に規定する抽選の方法等は、市長が別に定める。

4 傍聴人は、受付において備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記しなければならない。

5 報道機関の取材について市長が必要と認めるときは、傍聴席とは別に記者席を設けることができる。

(傍聴の制限)

第8条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある器物等を携帯している者

(2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(3) 腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機（携帯電話等を除く。）、録音機、ビデオカメラ写真機等を携帯している者（第10条ただし書の規定による市長の許可を得たものを除く。）

(5) 酒気を帯びていると認められる者。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認める者

(傍聴人遵守事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否等を表明しないこと。

- (2) 静粛を守り、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機等の電源を切っておくこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、会議の傍聴に関しすべて職員の指示に従わなければならない。

(撮影等の制限)

第10条 傍聴人による写真、ビデオ等の撮影、録画、録音等は、これを認めない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たものはこの限りでない。

(傍聴人の退場等)

第11条 市長は、傍聴人が第8条から前条までの規定に違反したときは、当該規定の定めに従うべきことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開となったときは、直ちに退場しなければならない。

(事務局)

第12条 会議の事務局事務は、都市経営部経営計画課において処理する。

(細目)

第13条 前各条に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、市長が定める。

令和2年度(2020年度)第2回総合教育会議名簿

※敬称略

長内 繁樹	豊中市長
岩元 義継	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員 (教育長職務代理者)
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
森 由香	豊中市教育委員会委員
赤尾 勝己	豊中市教育委員会委員

(事務局)

榎本 弘志	都市経営部長
寺田 光一	都市経営部 経営計画課長
坂本 篤史	都市経営部 経営計画課
大岡 曜子	都市経営部 経営計画課
森田 宏人	都市経営部 経営計画課
岩下 良輔	都市経営部 経営計画課
具志堅 興紀	都市経営部 経営計画課
南 幸太	都市経営部 経営計画課

豊中市立小・中学校における
ICT を活用した「学び」の基本方針
(素案)

令和2年(2020年)8月
豊中市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 方針の策定	2
2 現状と課題	4
3 ICT 基盤整備の 2 つの方策.....	6
4 ICT を活用した「学び」の 6 つの基本項目	7
5 ICT を活用した具体的な「学び」の方向性	7
6 授業・家庭学習での ICT の活用例	10
7 インターネットを活用した「オンライン授業」の実施...	11
8 「一人一台タブレット」の多方面への活用	12
9 情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の推進.....	12
10 推進にむけて	13

はじめに

情報通信技術の急速な進展は、私たちの日常生活に大きな変化をもたらしています。スマートフォンなどの情報端末が世界に普及し、多くの子どもたちがさまざまな用途でインターネットを利用している状況にあります。情報通信技術は、すでに世界の社会・経済活動の基盤となっており、技術革新による変化のスピードは今後さらに加速することが見込まれます。

こうした社会情勢を背景に、本市ではこれまでも、全ての市立小・中学校において、普通教室への大型モニター設置をはじめ、児童生徒用の学習用PC等を計画的・段階的に配備するなど、教育の情報化を進めてきました。今年度はその取り組みをさらに加速させ、全ての小・中学生に対し「一人一台タブレット」を年度内に配備することを決定したところです。

子どもたちがこれから生きていく社会は、これまでに経験のないスピードで変化する社会であり、それは過去の経験則や定型化したマニュアルでは対応できない時代であるとも言えます。

将来において子どもたちが困難な問題に直面したときに、膨大な情報の中から必要な情報を自ら選び、主体的に考え、仲間とともに解決策を見出していける、どんなに厳しい状況にあっても、決して諦めずに前を向いて歩いて行ける、そんな力を私は学校教育の中で子どもたちに身につけてほしいと願っています。「一人一台タブレット」は、「新しい時代を生きる子どもたちの学び」を支える基盤であると考えています。

学校では現在、新しい学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントなどの取り組みが進められています。「一人一台タブレット」を活用することで、これまで以上に「子どもたち一人ひとりに寄り添った学び」を実現し、家庭学習と授業を効果的に連携させること、不登校支援のさらなる充実を図るとともに、非常時においても家庭の通信環境に左右されず学校と子どもたちをつなげることが可能になるなど、本市の教育環境は大きく向上するものと私は確信しています。

この「基本方針」は、「一人一台タブレット」を活用した本市の学校教育がめざすものを明らかにし、その具体的な活用方法などを示すものです。学校現場において、その理念と実践が定着し、日々の教育活動に活かされることを心から期待しています。

令和2年（2020年）8月

豊中市教育長 岩元 義継

1 方針の策定

(1) 豊中市の学校教育がめざすもの

「豊中市教育振興計画」（平成 22 年（2010 年）3 月策定）では、「子どもたちが夢をもち目標に向かって自己実現を図るうえで、社会の一員として社会生活を営むうえで、確かな学力を身につけること」、「自他を尊重し、互いの違いを認め合う心や態度を養い、コミュニケーション能力を高めること」が必要であると謳われています。

それらを踏まえて、市内小・中学校においては、校内研究を実施し、授業の工夫を行い、子どもたち同士が学びあい、つながり、高めあう学習活動を大切にしてきました。このような「主体的・対話的で深い学び」の授業においても、児童生徒の 1 人 1 台タブレットは、有効に活用することができる一つのツールであると言えます。

一方、情報化やグローバル化等、社会が加速的に変化する中、これから社会を担う子どもたちは、予測できない変化に主体的に向き合って関わりあうことが求められています。

新学習指導要領では、これまでの学習指導要領の「確かな学力・健やかな体・豊かな心」を改めて捉えなおし、「何を理解しているか、何ができるか」（知識・技能）、「理解していること・できることをどう使うか」（思考力・判断力・表現力等）、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生をおくるか」（学びに向かう力・人間性等）の 3 つの柱が示されました。この資質・能力を育成するために、学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善^{*1}が求められており、その実現にむけては、情報通信技術（Information and Communication Technology 以下「ICT」という。）の効果的な活用が重要となります。また、ICT を積極的に活用して主体的に考え、他者と新たな課題の解決などに取り組むために必要な情報活用能力を育成することは、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられています。

そのため、一人ひとりが確実に自分の端末を使いこなせる ICT 環境を構築し、子どもたちの多様性に対応するとともに、それぞれの特性を最大限に伸ばせるよう、個別最適化された学習を進める必要があります。授業において、1 人 1 台タブレット端末を効果的に活用し、これまで以上に主体的な学びへとつなげることが大切です。

さらに、新型コロナウイルスなど感染症や災害等非常時の休校に備え、学びを止めない手立てとして、オンライン会議システムを活用した「学び」の構築に向

けた研究を深めるなど、新しい時代に対応した取組みを進めます。

本市では、こうしたさまざまな取組みを「学び方改革」と総称し、学校教育の重点課題として推進します。

(2) 策定の趣旨・位置づけ

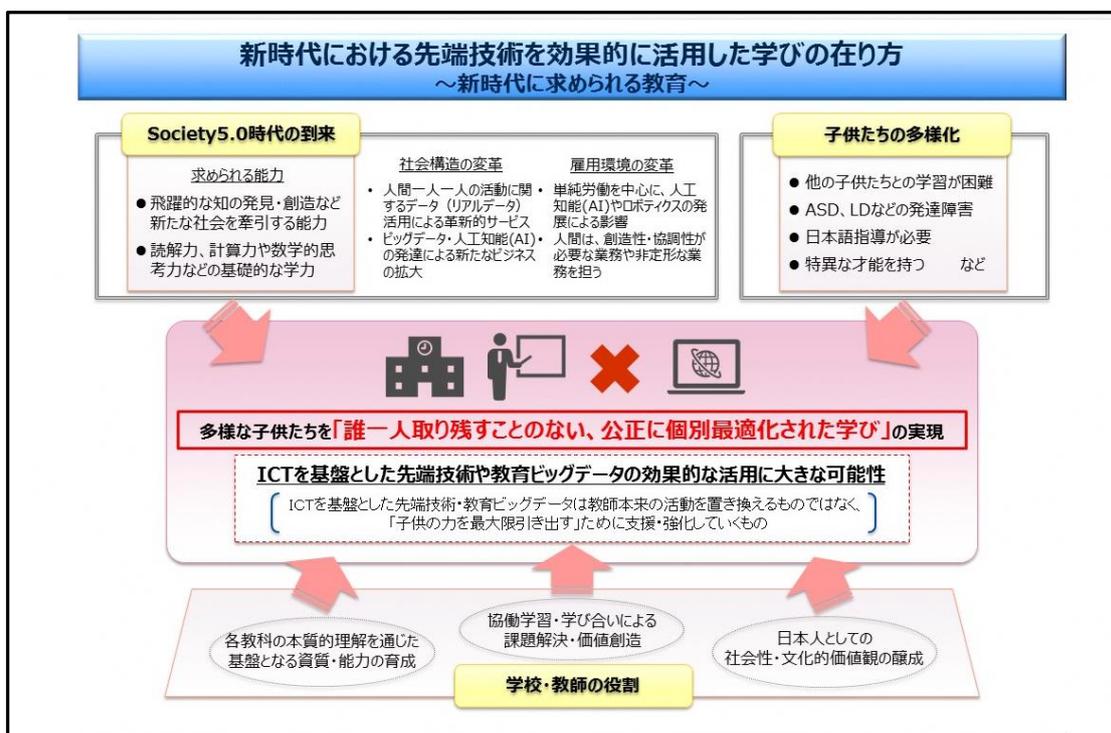
本市において、小・中学校の ICT 環境整備を早急に進めるとともに、ICT を活用した「学び」の実現や誰一人取り残すことのない教育をめざすために本方針を策定します。また、「豊中市教育振興計画」との整合性を図りながら、学校教育の情報化に関する施策の実現を図ります。

<参考：国の動向>

ICT の著しい進歩に伴い、社会の様々な場面で急速な情報化が進展し、子どもたちにも溢れる情報から何が重要かを主体的に考え、適切に対応できる能力が求められています。

Society5.0^{※2}時代を迎え、子どもたちには ICT の効果的な活用が求められていますが、ICT 環境の整備は遅れている状況です。

国においては、「GIGA スクール構想^{※3}」を実現するために、全国の学校において ICT 環境の整備が必要であるとして 1 人 1 台端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を進めようとしています。



(3) 方針の期間

令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）

※ 必要に応じて、見直しを行います。

2 現状と課題

(1) ICT 環境の整備及び情報化推進の現状（令和元年度（2019 年度）末現在）

これまで、さまざまな学習活動の場面を想定し授業者が抵抗なく ICT 機器を使用できることをめざし、以下のような段階的な整備を行ってきました。

① 全普通教室における ICT 環境の整備

- ・ 大型提示装置として大型モニター導入（整備率 100%）
- ・ 端子ボックス〔VGA・HDMI・AC 電源・AUX・RCA〕（整備率 100%）
- ・ 無線画像転送機能付き無線ルータ（整備率 100%）

② タブレット型 PC〔Windows タブレット〕（各小・中学校 10 台以上・授業支援ソフト等含む）の配備

③ 学習系ノート PC・実物投影機・iPad 等の配備

④ 統合型校務支援システムを全小・中学校へ導入

⑤ 常駐ヘルプデスクの設置（平成 25 年度（2013 年度）～）

⑥ 研修等の実施

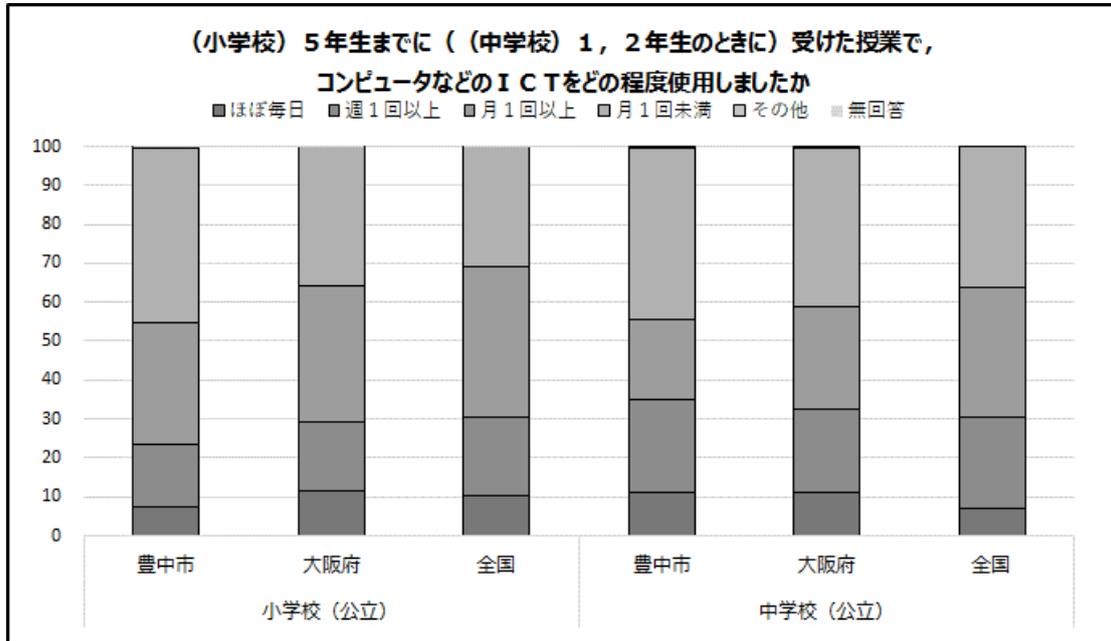
- ・ 情報活用能力育成のための教職員対象 ICT 研修（夏季研修中）
（授業での ICT や授業支援ソフト活用、プログラミング等）
- ・ 校内研修支援（ICT 活用推進、情報セキュリティ、校務支援システムの活用、校務の円滑化等）

(2) ICT 環境の整備及び情報化推進の課題（令和元年度（2019 年度）末現在）

* 児童生徒が日常的に ICT を活用できる環境の整備

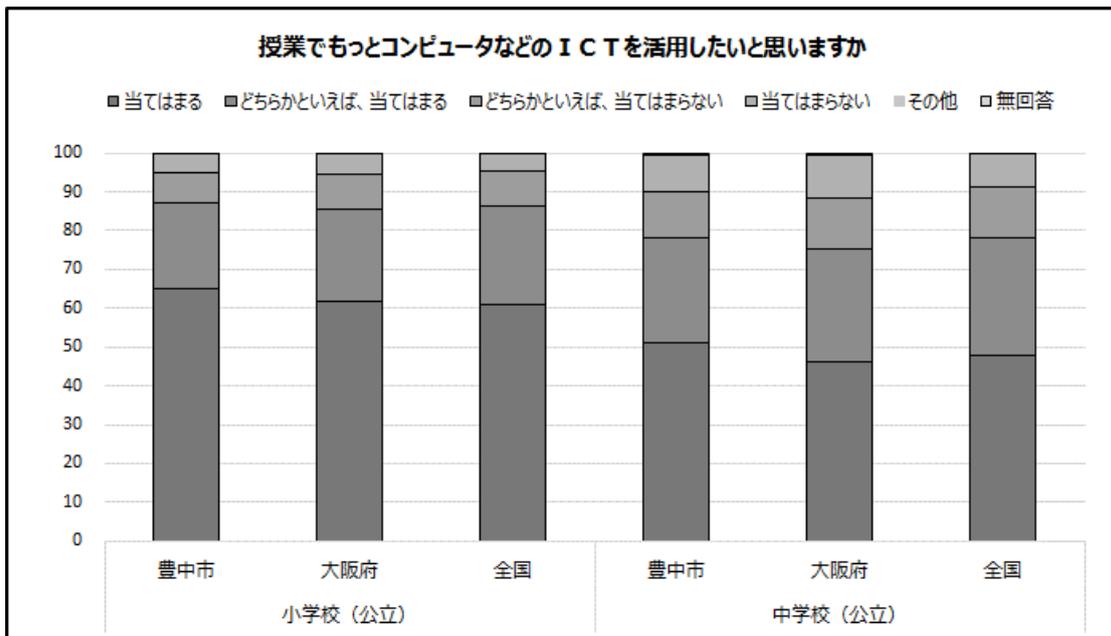
平成 31 年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙（対象は、小学校 6 年生・中学校 3 年生）結果において、「（小学校）5 年生まで又は（中学校）1・2 年生のときに受けた授業で、コンピュータなどの ICT を週に 1 回以上活用した」と回答した児童の割合は 23.6%（大阪府（公立）29.4%、全国（公立）30.6%）、生徒の割合は 34.9%（大阪府（公立）32.3%、全国（公立）30.6%）

であり、特に小学校での活用は大阪府・全国の割合より低くなっています。



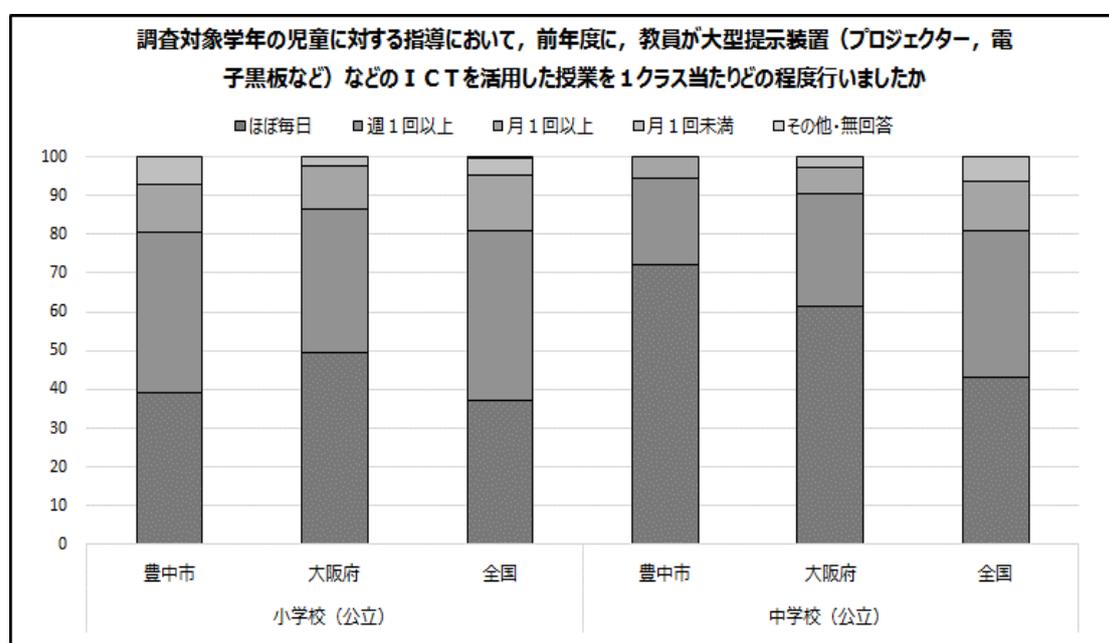
一方、「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思う」と回答した児童の割合(「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計)は87.1%、生徒の割合は78.1%であり、ICTを活用した学習に意欲的であることがわかります。

子どもたちの意欲が主体的な学びに結びつくようなICT環境のさらなる充実が必要です。



* 教員の ICT 活用指導力の向上

また、平成 31 年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙結果において、「調査対象学年の児童（生徒）に対する指導において、前年度に、教員が大型提示装置（プロジェクター、電子黒板など）などの ICT を活用した授業を 1 クラス当たり週 1 回以上」と回答した学校の割合（「ほぼ毎日」と「週 1 回以上活用した」の合計）は、小学校で 80.5%（大阪府（公立）86.6%、全国（公立）80.8%）、中学校で 94.4%（大阪府（公立）90.6%、全国（公立）80.8%）となっています。しかしながら、活用には学校間でばらつきが見られました。学校で ICT を効果的に活用するために、教員一人ひとりの ICT 活用指導力の向上が必要です。



3 ICT 基盤整備の 2 つの方策

市立小・中学校における学習の ICT 基盤を早期に整備するため下記の 2 つの方策に取り組み、今年度（令和 2 年度（2020 年度））中に実現することで、ICT 学習環境を飛躍的に向上させます。

- (1) 「一人一台タブレット」(LTE^{※4}モデル) の実現
(全ての児童・生徒を対象に約 3 万 2 千台を配備)
- (2) 全校における高速・大容量の通信ネットワーク整備
(全ての小・中学校で「10Gbps」に対応した LAN 回線の整備)

4 ICT を活用した「学び」の6つの基本項目

ICT を活用した「学び」を総合的に推進するため、次のとおり6つの基本項目を設定します。

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現
- (2) 新しい時代に対応した情報教育
- (3) 個々に応じたきめ細やかな教育
- (4) 学校と家庭学習の効果的な連携
- (5) 災害等の非常時における学びの継続
- (6) 個々の配慮が必要な児童生徒への支援

5 ICT を活用した具体的な「学び」の方向性

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

① 育成すべき資質・能力の三つの柱

- * 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- * 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- * どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善とカリキュラム・マネジメント^{※5}

学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が求められています。

各小・中学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習の充実や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して

行うことが求められています。

よって、本市においては、学校が ICT を活用した学習や情報活用能力の育成を図れるよう、教育課程の編成や校内での研究・検討するための支援を行います。

(2) 新しい時代に対応した情報教育

新学習指導要領では、情報活用能力（プログラミング的思考^{※6}や ICT を活用する力を含む。）を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけています。また、この情報活用能力の育成においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、ICT や情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図ることや、各学校のカリキュラム・マネジメントの視点からも教科等横断的に教育課程の編成を図り、育成されることが求められます。よって、本市においても ICT 機器等の学習環境の充実を図るとともに、それを活用した学習活動の推進に取り組み、児童生徒の情報活用能力を育成します。

※ 情報活用能力とは（別紙2参照：情報活用能力の体系表案）

A 知識及び技能

- 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
 - ・情報技術に関する技能
 - ・情報と情報技術の特性の理解
 - ・記号の組み合わせ方の理解
- 問題解決・探究における情報活用の方法の理解
 - ・情報収集、整理、分析、表現、発信の理解
 - ・情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
- 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解
 - ・情報技術の役割・影響の理解
 - ・情報モラル・情報セキュリティの理解

B 思考力・判断力・表現力等

- 問題解決・探究における情報を活用する能力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）
 - ・事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力

C 学びに向かう力・人間性等

- 問題解決・探究における情報活用の態度

- ・多角的に情報を検討しようとする態度
 - ・試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
- 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度
- ・責任をもって適切に情報を扱おうとする態度
 - ・情報社会に参画しようとする態度

(3) 個々に応じたきめ細やかな教育

多様化する児童生徒一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた教育の質の向上をめざして、デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べる事や自分にあった速度で学習する等個々に応じた学習を支援します。

(4) 学校と家庭学習の効果的な連携

学校で学んだことを家庭において主体的に学習できる学習ドリルソフト等を活用して、基礎・基本の定着を図るとともに、応用問題や復習問題を選択し、主体的な学びを保障します。また、家庭で学習した課題をデータで学校に提出するなど、学校がスピーディーに課題の定着度合いを把握し、次の学習指導にいかすなど、児童生徒一人ひとりに応じた支援が可能となります。

また、疑問に思ったことや興味・関心のある事象や課題に対して調査研究を行うことができ、個の学びを深めることができます。

(5) 災害等の非常時における学びの継続

災害や感染症による臨時休校時には、オンラインの授業や安全確認などに活用することも可能です。また、学習ドリルソフト等を活用した課題の送受信が可能となることから、一人ひとりの学びを止めない取組みを推進します。

(6) 個々の配慮が必要な児童生徒への支援

不登校の児童生徒や日本語指導の必要な児童生徒への遠隔からのオンライン授業や、障がいのある児童生徒の個々の状況に応じた課題の提示等、配慮の必要な子どもたちへのきめ細やかな支援、児童生徒の興味関心に寄り添った指導等が可能になります。また、点字ディスプレイを配置するなど、個々の児童生徒の状況にも対応します。

6 授業・家庭学習での ICT の活用例

(1) 一斉指導による学び（一斉学習）

- ・ 動画やアニメーション・音声等を含む教材を見て、興味・関心をもつことができます。
- ・ 大型モニターやタブレットで教材を提示するなどし、焦点化された学習活動を把握し、見通しをもって学習課題へ取り組むことができます。
- ・ 大型モニターやタブレットで画像や音声、動画等が拡大されたものや書き込みを見て理解を深めることができます。
- ・ これまでの学習内容や保存した画像・動画等を用いて、学習を振り返ることができます。

(2) グループ学習による学びや学んだことの表現（協働学習）

- ・ インターネット等を用いて収集した情報や、観察における写真や動画による記録、自分の考えや学びを、タブレットに記録し、グループで共有することが可能です。
- ・ タブレットを用いて、調べたり、まとめたりし、授業支援ソフトをつかって発表やプレゼンテーション、協働制作をすることができます。
- ・ 授業支援ソフトを活用し、意見交換ができます。

(3) 子どもたち一人ひとりの能力や特性に応じた学び（個別学習及び家庭学習）

- ・ 一人ひとりの特性、誤答傾向などに応じてカスタマイズできる学習ドリルソフトを用いて、学習内容の定着を図ることができます。
- ・ 学習ドリルソフトを活用し、つまづいた部分の繰り返し学習を行うことが可能となります。
- ・ 発音・朗読、書写、運動、演奏などの活動の様子を記録・再生し、自己評価に基づく練習を行うことができます。
- ・ インターネット等を用いた情報収集、観察における写真や動画等による記録等の学習課題に関する調査・探究を行うことができます。
- ・ 友だちとの意見交換や情報共有により、学習課題に対する思考を深め、理解を深めることができます。
- ・ 動画コンテンツ等を用いて、通常では難しい実験や試行を行い、考えを

深めることができます。

- ・ 多様な表現を取り入れて、資料や作品を制作し、保存・共有することができます。
- ・ 作品の作成過程を振り返り、作品を通じた意見交流ができます。

(4) 家庭学習との効果的な連携

- ・ 家庭の通信環境に左右されない LTE モデルのタブレットを家に持ち帰ることで、家庭での自主的な学習や個別学習が可能です。
- ・ 教員が、あらかじめタブレットを活用して家庭学習の課題を受け取り、その取り組み状況を把握することで、効果的・効率的に授業を進めることができます。
- ・ 動画や教材等を用いて、授業の予習復習を行うことで、各自のペースで継続的に学習に取り組むことができます。

7 インターネットを活用した「オンライン授業」の実施

災害時等の非常時における学びの継続の手段の一つとして、オンライン会議サービス等を活用することができます。臨時休校中も子どもたちの継続的な学びを保障するための一つの手段となります。

また、配慮を必要とする児童生徒に対して、遠方にいる教員等が支援を行うことで、それぞれの状況に合わせたきめ細かい支援が可能です。

今後も、効果的な「オンライン授業」のあり方について研究を進めます。

*** オンライン授業（遠隔教育）の形態**

- ・ 同期型（ライブ配信・双方向）

オンライン会議サービス等を利用して、学校と子どもたちがライブでつながるものです。休校中の課題の提示やそのポイントなどを配信できます。また、朝会や学校行事などでも活用できます。他校との会議や研修会もオンラインで実施できます。

- ・ 非同期型（録画など）

あらかじめ授業の動画を録画し、学校ホームページなどに掲載します。繰り返し視聴できるため、学習の定着には有効です。

8 「一人一台タブレット」の多方面への活用

(1) 事務の効率化

- ① 学習ドリルソフトは、自動採点や集計処理、つまずき分析などが可能になり、教員の事務負担が一部軽減できます。
- ② また、デジタル化された教材を、授業支援ソフトを活用して、配布したり回収したりすることが可能です。学習ドリルソフトを活用することで、一部の副教材の代わりとすることもできます。

(2) いじめ相談等への活用

一人一台タブレット端末の配備に伴い、相談内容に応じた各種子ども相談窓口について周知徹底を図り、児童生徒が相談しやすい体制を構築します。

また、タブレットでの双方向の配信や受信の機能を用いて、いじめの早期発見や抑止効果についての研究をすすめます。

(3) 学校と保護者との連携

感染症拡大防止対策の一つとして、学校がオンライン会議サービス等を活用し、保護者が参加する学校行事を行うことができます。例えば、進路説明会や懇談会等をオンライン配信で行うことが考えられます。今後、どのような場面での活用が有効なのか、研究をすすめます。

9 情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の推進

(1) 情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の推進

タブレットの活用にあたっては、SNSの利用によるトラブルや個人情報の漏洩などの問題が頻発している状況を踏まえ、児童生徒が被害者・加害者になることがないように、情報モラル教育及び情報セキュリティ教育を実施していく必要があります。小・中学校における各教科の指導等を通じて意識を高めていくだけでなく、家庭・地域などと連携し、社会で情報モラル教育及び情報セキュリティ教育に取り組む必要があります。

① 情報モラル教育及び情報セキュリティ教育

情報モラルは、情報化社会において適正に活動を行っていくための基本となる考え方のことであり、インターネットの世界が常に発展し続けているため、情報モラル教育及び情報セキュリティ教育については、研修などを継続的に実施します。

また、各学校においても新学習指導要領等を踏まえ、各教科の指導内容に関連した情報モラル教育及び情報セキュリティ教育を実施します。

② 家庭等との連携

家庭において児童生徒が安全にインターネットを利用するためには、保護者が児童生徒のインターネット利用等の実態を把握し、学校と情報を共有することが望まれます。

また、情報モラル教育及び情報セキュリティ教育を推進するにあたっては、家庭、地域、その他関係機関等と連携して取組みをすすめます。

(2) 児童生徒及び保護者へのタブレット端末使用ルール等の周知

タブレットの学習機能及び取扱いのルール等について、学校へ周知するとともに、学校と家庭が連携しながら、その取扱いについて共通理解を図ります。市としても、周知用リーフレットなどを作成して、児童生徒及び保護者へ協力を依頼します。

10 推進に向けて

(1) 学識経験者や外部人材の活用

学識経験者を「ICTを活用する学び方改革アドバイザー」に委嘱し、本基本方針の方向性や各種研修への助言を得ながら進めていきます。また、学校のICT活用を支援するスタッフの配置や民間アドバイザーによる研修も実施していきます。

(2) 各関係部署や学校、保護者および地域との連携

本基本方針の推進にあたっては、教育委員会事務局内のみならず市長部局、各

学校、保護者及び地域とも連携、協力しながら取り組んでいきます。

(3) 教職員の指導力の向上

学校において ICT を有効に活用するには、教員一人ひとりが ICT 活用指導力の向上が必要です。研修や授業研究会等を通じて、指導力を向上するために支援します。また、活用ハンドブックや各種研修も実施していきます。また、あわせて児童生徒一人ひとりが現在の情報社会において正しい判断や考えをもち、行動できる能力を育てるための情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の研修にも取り組みます。

(4) 効果検証の実施

具体的な進捗状況の把握においては、既存の調査（国等の実施する調査）や本市が児童生徒及び教員向けに実施するアンケート（別紙 1）、タブレット利用状況から確認します。

【用語集】

※1 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善

新学習指導要領において示された児童生徒に求められる資質・能力の育成をめざし、以下の3つの視点に立って行われる授業改善のこと。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考えを手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

※2 Society 5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

※3 GIGA スクール構想

GIGAとは、Global and Innovation Gateway for All の略称であり、GIGAスクール構想とは、児童生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

※4 LTE

LTEとは、Long Term Evolution の略称であり、スマートフォンやタブレットといった「移動体」の通信に使う通信規格のこと。第4世代（4G）の移動体通信システムに採用されている。

※5 カリキュラム・マネジメント

子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、実施・評価し改善していく一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※6 プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらよいか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、ということを論理的に考えていくこと。

*** アンケート項目（案）**

〔児童生徒〕

学習全般に関する意識について問うもの

- ・ 学習のめあてをしっかりとつかむことができたと思いますか。
- ・ 進んで授業に参加できたと思いますか。
- ・ 自分の考えを深めることができたと思いますか。
- ・ 自分の考えや意見をわかりやすく伝えることができたと思いますか。
- ・ 友だちと協力して、学習することができたと思いますか。
- ・ 学習活動の中で資料などを利用して必要な情報を見つけることができたと思いますか。
- ・ 学習したことをもっと調べたいと思いますか。

ICT 機器に関する意識について問うもの

- ・ 自分専用のタブレットを使って、インターネット等を使った調べ学習がすすんでできたと思いますか。
- ・ 自分専用のタブレットを使って、授業中にすすんで発表できたり、友だちの発表を聞いたりできたと思いますか。
- ・ 自分専用のタブレットを使って、自分にあつた方法やスピードで学習を進めることができたと思いますか。

〔教員〕

ICT 活用の有効性について問うもの

- ・ ICT を活用することは、児童生徒の意欲を高めることに効果的だと思いますか。
- ・ ICT を活用することは、児童生徒の理解を高めることに効果的だと思いますか。
- ・ ICT を活用することは、児童生徒の表現や技能を高めることに効果的だと思いますか。
- ・ ICT を活用することは、児童生徒の思考を広げたり深めたりすることに効果的だと思いますか。
- ・ ICT を活用して、授業・教材等の準備・セッティングをすることはそれほど負担ではないと思いますか。
- ・ タブレット収容の授業支援ソフトは使いやすいですか。
- ・ タブレット収容の学習ドリルソフトは使いやすいですか。
- ・ ICT を活用することで、校務負担軽減につながっていると思いますか。

*進捗状況を踏まえ、次年度以降の取り組みを検討します。

	想定される学習内容	分類	低学年	中学年	高学年	中学校				
知識及び技能	基本的な操作等 プログラミング	1. 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能	a コンピュータの起動や終了、写真撮影などの基本操作 b 電子ファイルの呼び出しや保存 c 画像編集・ペイント系アプリケーションの操作 d	a キーボードなどによる文字の正しい入力方法 b 電子ファイルの検索 c 映像編集アプリケーションの操作 d インターネット上の情報の閲覧・検索	a キーボードなどによる正確な入力 b 電子ファイルのフォルダ管理 c 目的に応じたアプリケーションの選択と操作 d 電子的な情報の送受信やAND、ORなどの論理演算子を用いた検索	a キーボードなどによる十分な速さでの文字の入力 b 電子ファイルの運用(圧縮・パスワードによる暗号化・バックアップ) c 目的に応じた適切なアプリケーションの選択と操作 d クラウドを用いた協働作業			
			②情報と情報技術の特性の理解	a コンピュータの存在 b c d e f g	a 情報の基本的な特徴 b c d 身近な生活におけるコンピュータの活用 e コンピュータの動作とプログラムの関係 f g	a 情報の特徴 b 情報を伝える主なメディア c d 社会におけるコンピュータの活用 e 手順とコンピュータの動作の関係 f g	a 情報の流通についての特徴 b 情報を伝えるメディアの種類及び特徴 c 表現、記録、計算の原理・法則 d 社会におけるコンピュータや情報システムの活用 e 情報のデジタル化や処理の自動化の仕組み f 情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組み g 情報のシステムの基礎的な仕組み			
			③記号の組み合わせの理解	a 大きな事象の分解と組み合わせの体験 b	a 単純な繰り返し、条件分岐、データや変数などを含んだプログラムの作成、評価、改善 b 手順を図示する方法	a 意図した処理を行うための最適なプログラムの作成、評価、改善 b 図示(フローチャートなど)による単純な手順(アルゴリズム)の表現方法	a 問題発見、解決のための安全、適切なプログラムの作成、動作の確認及びデバッグ等 b アクティビティ図等の統一モデリング言語によるアルゴリズムの表現方法			
			問題解決・探究における情報活用	2. 問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解	a 身近なところから様々な情報を収集する方法 b c 共通と相違、順序などの情報と情報との関係 d e 簡単な絵や図、表やグラフを用いた情報の整理の方法 f 情報の大体を捉える方法 g 情報を組み合わせる方法 h 相手に伝わるようなプレゼンテーションの方法 i	a 調査や資料等による基本的な情報の収集や方法 b c 考えと理由、全体と中心などの情報と情報との関係 d 情報の比較や分類の仕方 e 観点を決めた表やグラフを用いた情報の整理の方法 f 情報の特徴、傾向、変化を捉える方法 g 自他の情報を組み合わせる方法 h 相手や目的を意識したプレゼンテーションの方法 i	a 調査や実験・観察等による情報の収集と検証の方法 b c 原因と結果など情報と情報との関係 d 情報と情報との関係付けの仕方 e 目的に応じた表やグラフを用いた情報の整理の方法 f 複数の観点から情報の傾向と変化を捉える方法 g 情報の統合して表現する方法 h 聞き手とのやりとりを含む効果的なプレゼンテーション方法 i	a 情報通信ネットワークなどからの効果的な情報の検索と検証の方法 b 調査の設計方法 c 意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係 d 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方 e 表やグラフを用いた統計的な情報の整理の方法 f 目的に応じて情報の傾向と変化を捉える方法 g 情報を統合して表現する方法 h Webページ、SNS等による発信・交流の方法 i 安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法	
					②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解	a 問題解決における情報の大切さ b 情報の活用を振り返り、良さを確かめること	a 目的を意識して情報活用の見通しを立てる手順 b 情報の活用を振り返り、改善点を見出す手順	a 問題解決のための情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順 b 情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出す手順	a 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順 b 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善する手順	
					情報セキュリティ・情報	3. 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解	a b	a 情報社会での情報技術の活用 b	a 情報社会での情報技術の働き b 情報化を伴う産業や国民生活の変化
	②情報モラル・情報セキュリティの理解	a 人の作った物を大切にすることや他者に伝えてはいけない情報があること b c コンピュータを利用するときの基本的なルール d e f					a 自分の情報や他人の情報の大切さ b c 生活の中で必要となる基本的な情報セキュリティ d e 情報の発信や情報をやりとりする場合の責任 f 情報メディアの利用による健康への影響	a 情報に関する自分や他者の権利 b 通信ネットワーク上のルールやマナー c 情報を守るための方法 d 情報技術の悪用に関する危険性 e 発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響 f 情報メディアの利用による健康への影響	a 情報に関する個人の権利とその重要性 b 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていること c 情報セキュリティの確保のための対策・対応 d 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性 e 情報社会における自分の責任や義務 f 健康面に配慮した、情報メディアとの関わり方	
	情報モラル・情報セキュリティ	1. 問題解決・探究における情報活用する力(プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む)					体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり分解して、どのような手順の組み合わせが必要かを実行する	収集した情報から課題を見つけ、解決に向けた活動を実現するために情報の活用を見通しを立て、実行する	問題を焦点化し、ゴールを明確にし、シミュレーションや試行等を行いながら問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行する	問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行する
							事象の情報とその結びつきの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力	身近なところから課題に関する様々な情報を収集し、簡単な絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理する	調査や資料等から情報を収集し、情報同士のつながりを見つけたり、観点を決めた簡易な表やグラフ等や習得した「考えるための技法」を用いて情報を整理する	目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を行いながら情報収集し、目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理する
			①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力等	情報の大体を捉え、分解・整理し、自分の言葉でまとめる 相手に意識し、わかりやすく表現する 問題解決における情報の大切さや意識しながら情報活用を振り返り、良さに気づくことができる等			情報を抽象化するなどして全体的な特徴や要点を捉え、新たな考えや意味を見出す 表現方法を相手に合わせて選択し、相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせることで適切に表現する 自らの情報の活用を振り返り、手順の組み合わせをどのように改善していけばよいのかを考える	情報の傾向と変化を捉え、類似点や規則性を見つけ他との転用や応用を意識しながら問題に対する解決策を考察する 目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせることで表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現する 情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を論理的に考える。	目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにする 目的や意図に応じて情報を統合して表現し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現、通信、創造する 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していれば、より意図した活動に近づけるのかを論理的に考える	
			①多角的に情報を検討しようとする態度	a 事象と関係する情報を見つけようとする b 情報を複数の視点から捉えようとする			a 情報同士のつながりを見つけようとする b 新たな視点を受け入れて検討しようとする	a 情報を構造的に理解しようとする b 物事を批判的に考察しようとする	a 事象を情報とその結びつきの視点から捉えようとする b 物事を批判的に考察し判断しようとする	
	問題解決・探究	1. 問題解決・探究における情報活用の態度	②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度	a 問題解決における情報の大切さを意識して行動する b c 情報の活用を振り返り、良さを捉えようとする	a 目的に応じて情報の活用を見通しを立てようとする b c 情報の活用を振り返り、改善点を見出そうとする	a 複数の視点を想定して計画しようとする b 情報を創造しようとする c 情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出そうとする	a 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする b 情報及び情報技術を創造しようとする c 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善しようとする			
情報モラル・情報セキュリティなどの態度			①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度	a 人の作った物を大切に、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする b コンピュータなどを利用するときの基本的なルールを踏まえ、行動しようとする c d e f	a 自分の情報や他人の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする b 情報の発信や情報をやりとりする場合にもルール・マナーがあることを踏まえ、行動しようとする c 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする d e f	a 情報に関する自分や他者の権利があることを踏まえ、尊重しようとする b 通信ネットワーク上のルールやマナーを踏まえ、行動しようとする c 生活の中で必要となる情報セキュリティについて踏まえ、行動しようとする d e 発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響を踏まえ、行動しようとする f 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする	a 情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする b 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする c 情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする d 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする e 情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする f 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする			
	②情報社会に参画しようとする態度	a 情報や情報技術を適切に使おうとする b		a 情報通信ネットワークを協力して使おうとする b 情報や情報技術を生活に活かそうとする	a 情報通信ネットワークは共用のものであるという意識を持って行動しようとする b 情報や情報技術をより良い生活や社会づくりに活かそうとする	a 情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする b 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする				
		情報モラル・情報セキュリティ		2. 情報モラル・情報セキュリティなどの態度	②情報社会に参画しようとする態度	a 情報や情報技術を適切に使おうとする b	a 情報通信ネットワークを協力して使おうとする b 情報や情報技術を生活に活かそうとする	a 情報通信ネットワークは共用のものであるという意識を持って行動しようとする b 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする		
	情報モラル・情報セキュリティ					2. 情報モラル・情報セキュリティなどの態度	②情報社会に参画しようとする態度	a 情報や情報技術を適切に使おうとする b	a 情報通信ネットワークを協力して使おうとする b 情報や情報技術を生活に活かそうとする	a 情報通信ネットワークは共用のものであるという意識を持って行動しようとする b 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする

デジタル技術の活用によるICT教育環境を整備し、
全ての子ども一人ひとりに最もふさわしい創造性を育む新たな学びを実現します。

■ 方針の策定

- ① 豊中市の学校教育がめざすもの
急速な情報化及び多様化の進む現代社会において、子どもたちが情報通信技術（ICT）を積極的に活用して主体的に考え、他者と新たな課題の解決などに取り組むために必要な情報活用能力の育成
- ② 策定の趣旨・位置づけ
1人1台端末の早期実現と、誰一人取り残すことのない教育（個別最適化された学び）をめざす
- ③ 方針の期間
令和2年度（2020年度）～
令和6年度（2024年度）

■ 現状と課題

- ① ICTの環境整備
 - ・大型モニターの全校導入
 - ・無線LANの整備率100%
 - ・統合型校務支援システム小中学校導入
- ② 情報化推進状況と課題
 - ・「授業でコンピュータなどのICTを週に1回以上活用した」児童生徒の割合
豊中市 29.3%（全国30.6%）
 - ・「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思う」児童生徒の割合
豊中市 82.6%（全国82.4%）

■ ICT基盤整備の2つの 方策

- ・「児童生徒一人一台タブレット」（LTEモデル）の実現
- ・全校における高速・大容量の通信ネットワーク整備

■ 「学び」の6つの基本項目

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ・新しい時代に対応した情報教育
- ・個々に応じたきめ細やかな教育
- ・学校と家庭教育の効果的な連携
- ・災害等の非常時における学びの継続
- ・個々の配慮が必要な児童生徒への支援

■ 教育の情報化実現の方策

- ① 学校教育の充実
 - ・ICTを活用した授業づくり
 - ・子どもの習熟度に応じたきめ細やかな教育
 - ・オンライン授業の実施体制の構築
 - ・授業・家庭学習の連携
 - ・配慮の必要な児童生徒への支援
 - ・情報モラル・情報セキュリティ教育
- ② タブレットの多方面への活用
 - ・事務の効率化
 - ・いじめ相談等の充実
 - ・学校と保護者との連携



■ 新しい時代に対応した情報教育

- A知識及び技能
 - * 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
 - * 問題解決・探究における情報活用の方法の理解
 - * 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解
- B思考力、判断力、表現力等
 - * 問題解決・探究における情報を活用する能力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）
- C学びに向かう力・人間性等
 - * 問題解決・探究における情報活用の態度
 - * 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度

■ 実施状況及びスケジュール

- ① 学校教育の充実
 - ・授業づくりや子どもの学習状況の把握など
→整備完了次第、アンケートや国調査で検証予定
 - ・オンライン授業
→今年度から試行実施、休校中の学校の実施
 - ・配慮の必要な児童生徒への支援
→今年度より一部実施、随時試行、研究予定
- ② 多方面への活用
 - ・事務の効率化
→来年度より教材の一部デジタル化を実施、随時検証予定
 - ・いじめ相談等の充実
→今年度から一部実施、来年度以降研究実施
 - ・学校と保護者の連携
→来年度から一部実施、来年度以降継続実施

■ ICTの活用例

- ① 一斉指導による学び（一斉学習）
 - ・大型モニターやタブレットに画像や音声、動画を拡大したり書き込みながら提示することができる。
- ② グループ学習による学びや学んだことの表現（協働学習）
 - ・タブレットに自分の考えや学びを記録し、グループで共有できる。
 - ・タブレットを用いて、調べたり、まとめたりし、授業支援ソフトをつかって発表やプレゼンテーションをすることができる。
- ③ 子どもたち一人ひとりの能力や特性に応じた学び（個別学習および家庭学習）
 - ・一人一人の特性や習熟の程度、誤答傾向などに応じてカスタマイズできる学習者用ドリルソフトを用いて、学習内容の定着を図ることができる。
 - ・発音・朗読、書写、運動、演奏などの活動の様子を記録・再生し、自己評価に基づく練習ができる。

■ 研修の実施

- ① 教職員研修
 - ・カリキュラム・マネジメント研修…管理職研修
 - ・授業づくり研修…教職員研修
 - ・基礎活用研修…学校訪問研修、集合研修
eラーニング研修等
 - ・活用研修…教職員研修
 - ・情報モラル、セキュリティ研修…教職員、児童生徒
保護者